

# 第 228 回

神奈川県都市計画審議会

議事録

平成 28 年 8 月 1 日 (月)

波止場会館 5 階 多目的ホール

## 議 事 経 過

### <開会>

#### 【岸井議長】

ただいまから、第 228 回神奈川県都市計画審議会を開会いたします。

初めに、本日の傍聴についてでございますが、傍聴人は 1 名でございます。

本日は傍聴の定員に余裕があるため、議事開始後の傍聴については、議事運営の円滑な遂行のため、入室に係る実務を、事務局に任せたいと考えます。いかがでしょうか。

### (「異議なし」の声あり)

#### 【岸井議長】

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、ただいまから傍聴人に入場していただきますので、しばらくお待ちいただきたいと思ひます。

### <傍聴人入場>

#### 【岸井議長】

議事に入ります前に、傍聴の方へ、傍聴いただく上での注意を申し上げます。

事務局からお配りしました注意事項をよくお読みいただき、遵守くださいますようお願い申し上げます。なお、これに反する行為があった場合には、退場していただくこともございますので、御承知おきください。

ここで、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。高見沢実委員及び沼尾波子委員をお願いしたいと思います。

それでは、案件の審議に入ります。

本日、御審議いただく案件は、お手元の「案件表」に記載のとおり、1 件でございます。

それでは、議第 4264 号議案につきまして、幹事の説明を求めます。

#### 【相原幹事】

それでは、議第 4264 号「開成都市計画道路の変更（3・5・1 号松田開成駒形線及び 3・4・3 号山北開成小田原線）」について御説明いたします。

本審議案件は、都市計画道路の見直しに係る案件でございますので、案件の説明の前に、本県における都市計画道路の見直しの状況などについて、簡単に御説明いたします。

本県では、「今後の神奈川における都市計画道路のあり方について」、平成18年2月に本審議会から答申をいただき、県が「都市計画道路見直しのガイドライン」を同年3月に策定いたしました。

都市計画道路には、スクリーンでお示しする4つの種別がございますが、本ガイドラインでは、このうち「幹線街路」を見直しの対象としております。なお、「自動車専用道路」については、国土レベルのネットワークを形成していることから、市町が行う見直しの対象としておらず、「区画街路」及び「特殊街路」については、整備率が高く、未着手延長も短いため、原則として見直しの対象外としております。

このガイドラインを踏まえて、平成18年度末までに幹線街路が無い3町を除く29市町が都市計画道路の見直しに着手いたしました。このうち、平成26年10月までに、見直しすべき路線が無い5町を除く24市町が見直し結果を公表しております。

次に、見直し結果について御説明いたします。

県内には、見直しに着手した平成17年4月1日時点で29市町、777路線の幹線街路を都市計画決定しております。このうち380路線については、既に整備済み・概成済みであることなどの理由から見直しを実施せず、24市町の402路線について見直しを実施いたしました。なお、茅ヶ崎都市計画区域の5路線については、茅ヶ崎市と寒川町で各々見直しを実施しており、重複して計上していることから、スクリーンの表は路線数の合計が合わないものとなっております。

見直しの結果、存続期間があるものが364路線、廃止期間があるものが53路線、変更期間があるものが23路線、また新たに10路線が追加となっております。

この結果に基づき、既に都市計画手続が完了したものは、廃止期間があるものが39路線、変更期間があるものが11路線、追加路線が4路線になります。残る路線については、今後、都市計画手続を進めていくこととなりますが、次回以降の本都市計画審議会に付議する県決定案件は、廃止については、鎌倉市の1路線と南足柄市の1路線、計2路線。変更については、鎌倉市の2路線、追加については、海老名市の1路線を予定しております。これらの路線で、見直し結果のうち、県決定案件に係る都市計画手続は、全て完了となります。

続いて、各市町の都市計画手続の進捗状況を御説明いたします。

まず、薄い灰色で示した3町については、幹線街路を都市計画決定してい

ないことから、見直しの対象にしておりません。濃い灰色で示した5町については、未着手路線がないことから、見直しを実施しておりません。次に、見直しを実施した市町のうち、黄緑色で示した7市町は、全ての路線区間を存続としたことから、都市計画変更手続きはございません。そのほかの市町は、廃止や変更など、都市計画変更を必要としており、橙色で示した8市町においては、全ての路線・区間について都市計画の変更手続きを完了しております。水色で示した4市町は、一部の路線・区間について都市計画の変更手続きを完了、若しくは現在手続中となっております。黄色で示した5市町は、今後、都市計画変更を行う予定となっております。

次に、開成町における都市計画道路の見直しについて御説明いたします。

初めに、上位計画における位置付けでございます。平成18年に策定した県の「都市計画道路見直しのガイドライン」を受けて、平成21年9月に策定した「開成都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「都市計画道路等については、その必要性や配置、構造の検証など見直しを行い、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、良好な交通ネットワークの形成に資するよう配置する」としております。

次に、開成町の見直しの進め方について御説明いたします。

開成町では、対象路線の各区間について、必要性の検証を行った後、必要路線・区間の課題を整理し、将来交通量による検証を行い、存続や廃止、変更候補路線を決定することとしております。

開成町の見直し結果を御説明いたします。

スクリーンは、開成町全域の位置図をお示ししております。

位置関係でございますが、こちらが行政境界になりまして、松田町、大井町、小田原市、南足柄市、山北町、町の東部を流れる酒匂川、小田急小田原線と開成駅、県足柄上合同庁舎、開成町役場となっております。

都市計画道路については、御覧のように、計6路線を都市計画決定しております。このうち、黒色で示した路線は、全区間が事業中又は整備済みの路線であり、この2路線を除く4路線を対象に見直しを行いました。その結果、青色で示した3路線を存続、黄色で示した1路線を廃止候補に決定いたしました。

本日、御審議いただく路線は、廃止候補となった3・5・1号松田開成駒形線と、この廃止に伴い一部変更が必要となる3・4・3号山北開成小田原線の2路線になります。こちらの路線は、それぞれ一部の区間が、緑色で示す県道と重複していることから、全区間を県が決定することとなり、本審議会に付議するものでございます。

それでは、各路線の変更内容について、御説明いたします。

本位置図は、開成町の中央北部を示しております。東側が松田町、西側が南足柄市となっております。町の東部を流れる酒匂川、小田急小田原線、県足柄上合同庁舎、開成町役場。道路としては、今回の審議案件である3・

5・1号松田開成駒形線と3・4・3号山北開成小田原線、県道712号（松田停車場）、県道720号（怒田開成小田原）、町道122号線、町道200号線でございます。

町の見直しにおいて、廃止候補となった3・5・1号松田開成駒形線は、松田町境から南足柄市境まで、開成町を東西に横断する延長1,840メートル、幅員12メートルの幹線街路であり、昭和41年に都市計画決定されております。このうち、県道712号（松田停車場）と重複する東側区間は概成済み、その他の区間は未整備となっております。この未整備区間については、現時点で整備計画がなく、将来交通量の検証を行った結果、平行している県道や町道で交通量がまかなえることがわかりました。そのため、町の見直し結果に従い、概成済み区間を含む全区間を廃止することとします。なお、隣接する松田町側については、本路線に接続する道路は都市計画決定しておりません。また、南足柄市側の道路は、都市計画決定しておりますが、整備されておりません。南足柄市の見直しでも、廃止の方針が出されております。

続きまして、3・4・3号山北開成小田原線の変更について御説明いたします。

3・4・3号山北開成小田原線は、廃止することとした3・5・1号松田開成駒形線と交差して、開成町を縦断するように配置された幹線街路であり、昭和41年に都市計画決定しております。3・4・3号山北開成小田原線は、3・5・1号松田開成駒形線を境に、北側を幅員16メートル、南側を幅員18メートルとしており、路線の過半を占める代表幅員は18メートルとしております。今回、3・5・1号松田開成駒形線を廃止することから、一部区間で幅員の変更を行います。

それでは、赤枠で囲われた部分を拡大いたします。

3・4・3号山北開成小田原線は、3・5・1号松田開成駒形線を境に、北側を幅員16メートル、南側を幅員18メートルとしております。今回、3・5・1号松田開成駒形線を廃止することから、幅員を変更する地点を市街化区域と市街化調整区域の境界となっている町道122号線へ移動することとします。そのため、スクリーンでお示しする延長約70メートルの区間の幅員を18メートルから16メートルに変更いたします。

変更箇所を拡大して、再度、御説明いたします。3・4・3号山北開成小田原線のうち、3・5・1号松田開成駒形線から町道122号線までの区間を幅員16メートルに変更いたします。それぞれの幅員構成となります。スクリーン上段が幅員16メートルの区間、下段が18メートルの区間になります。幅員16メートルと18メートルの構成の違いは、幅1メートルの植樹帯の有無によるものとなります。

続きまして、今回の審議案件である3・5・1号松田開成駒形線と3・4・3号山北開成小田原線に係る都市計画の決定経緯を御説明いたします。

両路線ともに、昭和41年に当初決定、昭和51年に名称変更を行っております。

ます。その後、3・5・1号松田開成駒形線については、平成14年に都市計画区域の変更に伴う変更を行っており、平成26年には開成町都市計画道路の見直し案が決定されました。

それでは、3・5・1号松田開成駒形線について、変更内容を取りまとめます。変更内容としては、町の見直し案に従い、全区間を廃止いたします。

続いて、一部区間で幅員の変更を行う3・4・3号山北開成小田原線について、変更内容を取りまとめます。幅員については、一部区間で変更を行いますが、路線の過半を占める代表幅員は18メートルのまま変更はございません。また、今回の変更に合わせて、車線数を2車線に定めることといたします。

次に、縦覧等の手続について御説明いたします。

議第4264号「開成都市計画道路の変更について」、平成28年2月12日から26日まで、都市計画案の縦覧とともに意見書を受け付けたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上で、「開成都市計画道路の変更について」説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

#### 【岸井議長】

ただいま、幹事から議第4264号議案の説明がございました。何か御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。特に御発言ございませんでしょうか。

それでは、私から1点お尋ねしたいのですが、今の松田開成駒形線は南足柄市の方まで計画決定されているわけですが、南足柄市の部分についてはどういった取り扱いをされるのでしょうか。

#### 【相原幹事】

南足柄市側は、現在廃止する方向でパブリックコメントを行っておりまして、都市計画手続の準備中でございます。

具体的な手続でございますが、私が、今、ポイントで示しますが、ここが南足柄市と開成町の市町境となりまして、ここに南足柄市の市道がございます。ここまで接続するまでが、今、御説明しました松田開成駒形線でございます。南足柄市側は300～400メートルの区間でございまして、ここには現道がございません。都市計画決定だけされております。

こちらについては、先ほども申しましたとおり、現在廃止の方向でパブリックコメントを行って、来年度、都市計画の変更を行う予定でございます。

以上です。

#### 【岸井議長】

もう1点。当然、事業化されていないわけですが、用地の先行買収等につ

いてはこれまで行われていないという理解でよろしいでしょうか。

【相原幹事】

行っておりません。

【岸井議長】

他に御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、意見も出尽くしたということでございますので、採決に入りたいと思います。

議第 4264 号議案につきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**(「異議なし」の声あり)**

【岸井議長】

ありがとうございます。それでは、議第 4264 号議案は、原案のとおり可決をいたします。

本日の案件は以上でございますので、本日の審議会をこれにて閉会といたします。

なお、引き続き事務局から事務連絡及び次回以降の審議会での審議内容の説明がございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**<閉会>**

【両角書記】

本日はどうもありがとうございました。

次回の第 229 回審議会につきましては 8 月 30 日に、その次の第 230 回審議会につきましては 9 月 6 日を予定しております。

いずれの審議会も第 7 回線引き見直しに関連した案件が主な議題であるため、議案数が多く、審議時間も長くなることを見込まれます。

8 月 30 日に予定しております、次回、第 229 回の審議会では、厚木などの県央広域都市計画圏及び小田原などの県西広域都市計画圏の 14 の都市計画区域、46 案件を、9 月 6 日に予定している第 230 回の審議会では、横須賀などの三浦半島広域都市計画圏及び藤沢などの湘南広域都市計画圏の 12 の都市計画区域、44 案件とその他 2 案件を付議する予定でございます。

また、今年の 5 月 13 日から 27 日まで行われた都市計画案の縦覧においては、8 都市計画区域の都市計画案について意見書が提出されておりますので、これに対する県の見解についても、併せて述べさせていただきたいと考えております。

次回は、両日とも長時間にわたる審議を予定しておりますので、よろしく  
お願いいたします。なお、第 229 回、第 230 回審議会の議案書、図面集等の  
審議資料につきましては、8 月 15 日以降に、小包で、委員の皆様のご勤務先、  
事務所に事前にお送りいたします。以上で、説明は終了させていただきます。

それでは、本日はこれもちまして終了とさせていただきます。

本日は皆様、大変ありがとうございました。